●香川県告示第２９９号

平成19年香川県告示第５１３号（港湾施設（小型船舶用泊地）の供用開始）の一部を次のように改正し、平成28年９月23日から施行する。

平成28年９月23日

香川県知事　浜　田　恵　造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	泊地区分
引田港	水域施設（小型船舶用泊地）	略		
略				
丸亀港	略			
略				
〃	〃	新浜１号物揚場前泊地	略	
〃	〃	蓬莱塩田２号護岸前泊地	略	
略				

改正前

港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	泊地区分
引田港	水域施設（小型船舶用泊地）	略		
略				
丸亀港	略			
略				
〃	〃	新浜１号物揚場前泊地	略	
〃	〃	塩屋外浜護岸前泊地	丸亀市昭和町地先	B
〃	〃	塩屋防波堤前泊地	〃	C
〃	〃	蓬莱塩田２号護岸前泊地	略	
略				